

小型家電の排出時における分別方法について

平成 24 年 4 月 1 日から、現在『燃やさないごみ』として収集している小型家電を『金属類』としての収集に変更し、レアメタルを含む金属の資源化を計画しています。

現在、小牧市では電気・電池で動く小型家電の多くを『燃やさないごみ』として処理していますが、小型家電にはレアメタルなどのリサイクル可能な部分が含まれていますので、小型家電をリサイクルする仕組みができれば貴重な資源を回収でき、燃やさないごみを減らすことにもなります。

燃やさないごみの組成調査から年約 75 t の金属類の収集量が増加すると推計されます。小型家電は民間のリサイクル業者に売却が可能であることや、処理経費の削減・売却益の増加が見込めることから、**年間約 600 万円の経費の削減**となる見込みです。

1 対象となる小型家電

電気、電池で動くすべてのもの（電話機、ファクシミリ、ゲーム機、プリンタ、リモコン、炊飯器、掃除機など）

2 対象とならないもの

繊維、木などの複合物（電気カーペットなど）

家電リサイクル法定品など

（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機、パソコン）

粗大ごみ（縦・横・高さのいずれか一辺が 60 cm 以上のもの）

3 その他

現行では、炊飯器は内釜（金属類）、本体（燃やさないごみ）に分けて、掃除機はノズル等（燃やさないごみ）、本体（金属類）に分けて排出していたが、一括して金属類として排出することとする。